

教職員定数改善、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書

様々な要求が、子どもたちや学校現場に押し寄せています。新しい学習指導要領等により、授業時数や指導内容が増加しています。また、暴力行為や不登校、いじめ等、生徒指導面の課題が深刻化し、障害のある児童生徒や日本語指導等、特別な支援を必要とする子どもも顕著に増えています。

しかし、第7次教職員定数改善計画の完成後10年もの間、国による改善計画のない状況が続いています。日本は、OECD諸国に比べて、1学級当たりの児童生徒数や教員1人当たりの児童生徒数が多い状況があります。一人ひとりの子どもたちにきめ細かに対応したり、教職員が心身ともに健康を維持して教育活動に携わったりなど、子どもたちの学びの質を高めるための教育環境の実現のためには、定数改善や少人数学級推進は不可欠です。また、自治体が見通しを持って安定的に教職員を配置するためには、国段階での国庫負担に裏付けされた定数改善計画の策定が必要です。

本市でも、教育支援室を新たに設置したり、個に応じたきめ細かな指導のために市費負担教職員を配置したり、学校教育の充実を図る施策を積極的に展開しています。

義務教育費国庫負担制度については、「三位一体改革」の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられ、自治体財政を圧迫するとともに、非正規雇用者の増大などに見られるように教育条件格差も生じています。国の施策として定数改善に向けた財源保障をし、子どもたちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。しかし、教育予算について、GDPに占める教育費の割合は、OECD加盟国（34カ国）の中で日本は最下位となっています。

将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子どもたちへの教育は極めて重要です。未来への先行投資として、子どもや若者の学びを切れ目なく支援し、人材育成・創出から雇用・就業の拡大につなげる必要があります。こうした観点から、政府においては是非とも、以下の事項を実施するよう要望します。

1. 子どもたちの教育環境改善のために、計画的な教職員定数改善を推進すること。
1. 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに国負担割合を2分の1に復元すること。
1. 教育条件の格差解消を図るため、地方交付税を含む国における教育予算を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年9月27日

山梨県上野原市議会

提出先

内閣総理大臣
文部科学大臣
財務大臣
総務大臣